

厚生食監発 1227 第 16 号
令和 6 年 12 月 27 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」
の一部改正について（周知）

いわゆる「健康食品」又は健康食品と称する無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止及び被害発生時の拡大防止を目的として、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和6年8月23日付け厚生食監発0823第4号・医薬監麻発0823第1号）を示し、健康被害発生の未然防止のための体制整備及び被害発生時の対応手順等について周知してきたところです。

今般、「機能性表示食品に係る健康被害情報の情報提供義務化等に関する説明会」における参加者からのご意見や「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会」での議論等を踏まえ、当該通知を一部改正し、改正後の「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」及び「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」を、別紙のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴会会員等関係者への周知をお願い申し上げます。